

CHASSIS BRAKES INTERNATIONAL - 一般購入条件書

以下の一般購入条件書(以下、「GCP」)は、製品および/またはサービス(以下、「供給物」)を調達するために顧客(以下、「カスタマー」)が供給業者、サービス提供者、または下請け業者(以下、「サプライヤ」)に対して行う、情報、見積もり書、確認書、入札募集、納品スケジュール、コールオフ、もしくは一括注文についてのリクエストおよび/またはその他の注文書(以下、「注文書」)に適用される。サプライヤは、カスタマーに関して以下を認め、これに同意する。a) カスタマーは、カスタマーがサプライヤから供給物の最低数をいずれかの時点で購入することまたはカスタマーが供給物を独占的にサプライヤから購入することを、表明または保証していないこと、そして、b) カスタマーは、一括注文にて供給物を購入する義務をいかなる状況においても負わないこと。注文書の受領確認が2営業日以内に行われない場合、および/または、サプライヤの業務もしくは履行が開始された場合は、注文書は受諾されたものとする。サプライヤの見積もり書、確認書、請求書、またはその他の文書にて記載、包含、言及、または添付されている事項に、カスタマーは異議を唱えることができる。供給物に言及する各文書間の優先順位は、以下の降順とするものとする。1) 注文書、2) (該当する場合)特別条件書およびその添付資料、3) 現行のGCP。

1. 注文書の形式

各注文書は、カスタマーの権限を有する者が書面にて発行した場合に、拘束力を有するものとする。カスタマーは、供給物の購入のためのサプライヤとの商業的取引の全部または一部が、電子データ交換(EDI)またはその他の手段にて実施されるものと定めることができる。両当事者は、電子形式の注文書の有効性および適切性に異議を唱えることを放棄する。取引が電子的手段にて実施される場合、両当事者は、相互の通信の特定性、完全性、および一般的なセキュリティを確保するための技術的な仕様についての完全な理解の下で行われているものとみなされる。特に、電子形式の注文書および当該注文書に対するサプライヤからの電子形式の受諾通知は、両当事者間において手書きの署名と同じ効果を有する電子署名を構成するとともに、当該注文書およびサプライヤによる当該注文書の受諾の証拠を構成するものとする。

2. 価格

2.1 注文書に別段の定めがない限り、各価格は確定価格であり、変更の対象とはならない。これらの価格は以下を含むがこれらに限定されないものとする:供給物の製造、梱包、積み込み、保管、輸送、および荷下ろしに関連して生じるすべての費用。これらの価格は日本円で表示され、すべての税金および関税を含むが、VAT、日本の一般消費税、またはこれらに相当する税金を含まない。サプライヤは、供給物について最善かつ競争力のある価格をカスタマーに提示するものとする。カスタマーが、注文書に定められた供給物の価格が、同等の数量と品質の供給物に対する市場条件よりも高いと判断した場合、両当事者は、同一または同等の市場価格を限度として価格の再交渉を行うことに誠実に同意するものとする。両当事者が合意に達しなかった場合、カスタマーは本条件書の「解約」の条の定めに従い注文書を解約する権利を有するものとする。

2.2 注文書に別段の定めがない限り、支払いは供給物の受領日が含まれる月の翌月の末日に支払われるものとする。支払いは、注文書に定める方法にて行われるものとする。

2.3 カスタマーが自らに帰される支払いに遅延を生じさせた場合、カスタマーは遅延利息として、カスタマーがサプライヤからの業務を受領した日の60日後から支払いが実行されるまでの期間に応じて未払い金額(VATまたはそれに相当する税金を含む)に年率14.6%を乗じた金額を支払うものとする。

2.4 別段の定めがない限り、サプライヤは、供給物およびすべての交換・スペア部品の迅速な入手可能性を注文書の日付から15年間にわたって保証する。カスタマーによる別段の同意がない限り、交換・スペア部品の価格は変更されないものとする。関連する連続生産の終了から5年間は、カスタマーは交換・スペア部品の価格の修正または更新を受諾することができる。かかる価格変更は、両当事者間の相互の同意をもって行われるものとする。

3. 供給物の納品、梱包、表示、受け入れ 期限、納期、および数量の遵守は、不可欠の条件である。

3.1 すべての納品は、国際商業会議所(以下、「ICC」)のインコタームズ® 2010に従って行われるものとする。注文書に納品条件の記載がない場合、すべての納品は、ICC インコタームズ® 2010に従い、合意された納品場所において、営業日の通常の営業時間中に、「仕向地持ち込み渡し・関税込み条件」(DDP)にて行われるものとする。納品場所は、注文書に定められた場所とする。

3.2 カスタマーは、供給物の発送予定日以前にサプライヤに対して書面にて変更を通知することで、納品場所を変更する権利を有する。カスタマーが納品場所を変更した場合、カスタマーがそれに伴う追加費用を負担するものとする。分納は、カスタマーの書面による事前同意を前提とする。

3.3 サプライヤは、使用される輸送手段に適切な方法で、かつカスタマーの梱包要件に従って供給物を梱包する責任を負う。すべての場合において梱包は、輸送、取り扱い、および納品場所での保管中に供給物に損傷が発生することを防止するにあたり十分なものであるものとする。供給物は、適切な方法で正当に表示・梱包されるものとし、小包は、カスタマーの梱包要件およびすべての適用される法規定ならびに注文書の定めに従って、サプライヤが印を施すものとする。

3.4 期限、納期、および数量の非遵守が予見できた場合は、サプライヤは直ちに当該非遵守の範囲と理由を書面でカスタマーに通知するものとする。サプライヤが、注文書に定義されている期限、納期(納期の前後を問わない)、および数量を遵守せず、新規の期限、納期、および数量をカスタマーが書面で受諾しない場合には、カスタマーは、

サプライヤのリスクおよび費用負担にて、供給物をサプライヤに返品するか、供給物をサプライヤが引き取るまで保管する権利を有するものとする。

3.5 カスタマーは、遅延 1 日につき総注文金額の 0.5%の制裁金を、総注文金額の 10%を限度として適用することができる。ただし、サプライヤ側が当該遅延の原因ではないことをサプライヤが証明できる場合はこの限りではない。かかる制裁金のサプライヤによる支払いは、カスタマーが供給物についてすでに支払った金額（支払いがあった場合）の返還に加えてサプライヤに対して賠償金を請求するカスタマーの権利、および／または、注文書の全部またはいずれかの一部を「解約」の条の定めに従い解約する権利には、影響しないものとする。

4. 変更

カスタマーは、サプライヤに対して書面で通知を行うことにより、いつでも注文書の定めを修正する権利を留保する。かかる通知から 2 営業日以内に、サプライヤは当該修正が価格／納期に与える不可避の影響を、それを証明するすべての文書とともに、カスタマーに示すものとする。注文書の修正内容を遵守するために追加の費用または損害が生じる場合は、カスタマーは当該修正内容に起因する費用および損害を負担するものとする。

5. 所有権の移転、危険負担の移転

所有権の移転は、供給物の納品をもって発生するものとする。ただし、支払いの全部または一部が納品日より前に行われた場合には、所有権の移転は供給物が特定可能になり次第速やかに、納品日より前に発生するものとする。後者の場合サプライヤは、供給物が製造され次第、サプライヤ自身の在庫または第三者に納品されるその他の供給品との混同が起り得ない方法にて、カスタマーの名称および／またはロゴ（存在する場合）によって供給物を特定することを約束する。サプライヤは、自らの供給業者が類似の放棄を行うよう取り計らうものとする。サプライヤは、カスタマーが明示的に同意していない所有権保持条項に依拠する権利を放棄する。サプライヤは、自らの供給業者のチェーンもこれを行うよう取り計らうものとする。供給物の紛失や損害についての危険負担は、合意された納品場所における受け渡しをもって、カスタマーに移転するものとする。

6. 品質

カスタマーの品質要件に対する遵守は、カスタマーの最大の期待事項のうちの一つである。

サプライヤは、自らがカスタマーの品質要件を遵守すること、そして自らが品質管理システムを備えていることを表明する。サプライヤは、自らの品質管理システムを修正する場合には事前にカスタマーと協議するものとする。サプライヤは、品質管理策を含むがこれに限定されない、供給物が規定等に適合し、欠陥がないことを確保するために必要なすべての措置を実施するものとする。サプライヤは、自らの品質管理システムおよびプロセスの継続的改善を推進することを約束する。カスタマーからの書面による要求に応じて、サプライヤは供給物との関連で実施された品質管理策に関するすべての必要情報をカスタマーに提供することを約束する。

7. 監査および査察

7.1 カスタマーがサプライヤに 24 時間前までに通知することを前提として、カスタマーまたはカスタマーの代表者（カスタマーの顧客を含む）は、サプライヤのプロセス、品質システム、および認証を監査するためまたは必要なその他の調査を実施するため、通常の営業時間内であればいつでもサプライヤの施設を査察する権利を有するものとする。当該監査において、サプライヤがカスタマーの品質要件を遵守していないことが発覚した場合、サプライヤは、遅延および／またはカスタマーの費用負担なく、カスタマーの品質要件を充足するためにすべての適切な是正措置を実施するものとする。

7.2 カスタマーは供給物の検査または試験を行う義務でなく権利を有するということに、サプライヤは明示的に同意する。カスタマーまたはカスタマーの代表者が実施する上記の監査または査察は、供給物の受け入れを構成するわけではないものとする。カスタマーが実施する上記の監査および査察は、カスタマーが実行した支払いを含め、いかなる方法においてもサプライヤの債務を減じることがないものとし、かつ賠償金を請求するおよび／または注文書を解約するカスタマーの権利に影響しないものとする。

8. 保証

8.1 カスタマーが利用可能なその他の保証に加えて、サプライヤは供給物について以下の通り明示的に保証するものとする。(i) 市場性があり、安全であり、カスタマーの目的に適合していること、(ii) 欠陥が無いこと、(iii) 新品であり最高の品質を備えていること、(iv) 最新の業界標準の知識に従って設計および製造されていること、(v) カスタマーが承認および／または提出した仕様、サンプル、図面、設計、またはその他の要件、ならびに関連基準を厳格に遵守していること、(vi) 梱包を含め、RoHS および REACH 規制に準拠していること、(vii) 時間的な制約なく、所有権に関する欠陥が無いこと。サプライヤは、供給物および供給物の梱包が、適用される規制に従って環境および人間の健康を危険にさらす物質を含んでいないことを保証する。

8.2. 自動車もしくはその他の最終製品のための部品、構成要素、もしくはそのシステムとしての利用またはこれらへの組み込みのために供給された供給物について、上記の各保証の期間は、当該供給物のカスタマーへの納品をもって開始し、当該部品、構成要素、またはシステムが備え付けられた自動車またはその他の最終製品についてカスタマーが自らの最終消費者に付与する保証の終了日をもって終了する。適用法に別段の定めがない限り、保証期間を供給物の受領から少なくとも 36 カ月間とすることについて、両当事者は明示的に合意する。保証要件を満たさない供給物は、カスタマーの独自の裁量にて、返金、修理、交換、または再実施のためにカスタマーの費用負担なく返却することができる。カスタマーは、サプライヤの費用およびリスク負担にて、自らまたは第三者が当該供給物を是正するためのすべての適切な措置を実施することができる。いかなる場合であっても、サプライヤは、供給物

の交換および修理の費用(交換および修理に伴う移動費、供給物の返却費、スペア部品費、労務費用を含むがこれらに限定されない)をすべて負担するものとし、不適合の供給物により生じたすべての損失、費用、および損害をカスタマーに償還する。当該費用および損害には、以下に起因するカスタマーおよび/またはカスタマーの顧客の費用・経費および損失が含まれる場合がある。(a) 不適合の供給物または不適合の供給物に組み込まれているシステムもしくは構成要素の検査、選別、修理、または交換、(b) 生産の中断または減速、(c) 製造プロセスまたは組み立てプロセスからの自動車または構成システムの除去、ならびに、(d) 適用される保証プログラムまたはポリシーに従い実行されたカスタマーの顧客に対する支払い。

9. 供給物のリコール

サプライヤが提供した供給物が保証期間の最中または後であるかを問わず、カスタマーの保証、品質、および安全要件を遵守したものでなく、供給物(欠陥のある供給物を含むがこれに限定されない)のリコール(カスタマーまたはその他の者のいずれが行うかを問わない)に至った場合には、カスタマーのその他の権利を制限することなく、サプライヤは当該リコールの結果として被ったまたは発生したすべての訴訟、請求、および賠償金からカスタマーを免責とするものとする。

10. 保険

サプライヤは、自らの費用負担にて、注文書に基づく自らの義務および法的責任を付保するに十分であるところの、第三者損害賠償責任保険、製造物賠償責任保険、財物損壊責任保険などの一流の保険会社の保険を契約し維持するものとする。サプライヤは、注文書の日付およびその後の各年において、上記の定めを遵守していることの証拠として保険証書を提出するものとする。別段の定めがない限り、当該保険証書が補償の対象とする損害の総額は、1,000,000.00 ユーロを下回らないものとする。

11. 機密保持、知的所有権、侵害

11.1 サプライヤは、(i) 見積書の要求および注文書の履行に関連するカスタマーの一切の情報を、当該情報の対象(技術的、業界上、財務上、商業上の対象を含むがこれらに限定されない)ならびに性質および形式(例:書面、口頭、電子的、またはその他の手段の如何を問わず、ノウハウ、手法、プロセス、技術的詳細、または導入の詳細)の如何を問わず、機密として保持するものとし、(ii) 当該情報をカスタマーの書面による事前同意なく第三者に開示しないものとし、かつ(iii) カスタマーからの要求に応じ速やかに当該情報を返却するものとする。当該機密保持義務は、注文書の履行期間全体にわたって、および注文書の満了または解約から5年間にわたって、存続するものとする。上記の定めは、カスタマーの情報が公知であったか公知となった場合、または第三者からサプライヤが正当に受領した場合には、適用されないものとする。サプライヤは、カスタマーが使用または所有する商号、商標、またはロゴを、カスタマーの書面による事前同意なく使用するまたは引用する権利を有さないものとする。

11.2 サプライヤは、GCP 上の目的を達成するために必要な限りにおいて、サプライヤまたはサプライヤの供給業者がカスタマーの要件を充足するために作成した成果(計画、研究、モデル、設計、図面、技術文書、マニュアル、および文書を含むがこれらに限定されない。以下、「成果物」という)に関する知的所有権およびノウハウを、カスタマーに譲渡および移転するものとし、自らの従業員、供給業者(存在する場合)、および供給業者の従業員がそれらの譲渡および移転を行うことを保証する。当該譲渡および移転は、排他的であるものとし、成果物を利用するための以下のすべての権利を含むものとする。(i) あらゆるメディアにおいておよびあらゆる形式の使用と利用のための複製、描写、解釈、翻案、および販売、(ii) 製品、プロセス、またはプロセスから直接的に得られた製品の、製作、提示、市販、輸入、輸出、保管、または使用。当該譲渡および移転は、すべての国およびすべての言語にて、当該知的所有権の全存続期間を対象に行われるものとする。知的所有権の譲渡および移転は、成果物が作成され次第速やかに行われるものとする。該当する場合、注文書に定められた価格に含まれる報酬を約因として、サプライヤはカスタマーに対して、サプライヤが供給物の設計、製造、および/または販売との関連で所有または使用した知的所有権またはノウハウを使用する(適応を含む)ための、および当該使用を二次許諾するための、永久的、非独占的、かつ無償の権利を付与する。

11.3 サプライヤは、供給品が第三者の知的所有権を侵害しておらず、不正な競争を行う権利を付与しないことを、保証する。この約束に違反した場合サプライヤは、当該違反に関連する請求、費用、賠償金、経費、または訴訟から、カスタマーとカスタマーの顧客を免責とし無害に保つものとする。請求または訴訟の恐れが生じた場合、サプライヤは、侵害の恐れを排除するために必要なすべての措置を講じるものとし、当該事実についてカスタマーに通知するものとし、かつカスタマーの事業上の制約を考慮するものとする。サプライヤは、自らの費用負担により、かつカスタマーの独自の裁量に従い、カスタマーおよびカスタマーの顧客が供給物を引き続き使用するための権利を取得するか、侵害を終結させるために当該供給物を修正するまたは実質的に同等であり侵害性がない供給物と交換するものとする。当該交換または修正は、カスタマーの要件に適合した期間内に実施されるものとする。当該交換または修正を怠った場合、サプライヤはカスタマーに当該供給物の代金を返還するものとする。カスタマーは、申し立てられた請求を単独で管理することを選択できる。上記の定めは、サプライヤに対して賠償金を請求するカスタマーの権利に影響しない。

12. ツール

カスタマーが提供したまたは支払った、工具、ダイス、鋳型、治具、固定具、パターン、機械、特殊試験機器、ゲージ、およびその他すべての生産手段(以下、「ツール」)は、現在および将来にわたってカスタマーの独占的な財産であるものとし、カスタマーの独占的な財産として明確に表示されるものとする。サプライヤは、ツールに対するカスタマーの所有権を害する請求またはリーエンから、カスタマーを免責とし防護する。サプライヤは、注文書のみを目

的としてツールを使用するものとし、自らが保有または管理している間のツールの紛失または損傷に責任を負うものとする。ツールの紛失または損傷が発生した場合、サプライヤはツールの交換費用(公正市場価格)をカスタマーに支払うものとする。カスタマーは、追加の費用を支払うことなくいつでもツールを除去することができる。サプライヤは、供給物が実施および/または製造される前ならびその最中にツールをチェックするものとする。本条件書のいずれの定めも、ツールの提供をサプライヤに義務付けているとは解釈されないものとする。サプライヤによるツールの製造、準備、または改造は、サプライヤに所有権を付与しないものとする。サプライヤは、カスタマーの事前の書面による同意なく、ツールの場所を変更しないものとする。

13. 法律およびカスタマーの倫理規範の遵守

13.1 サプライヤおよび供給物は、仕向け地もしくは最終使用地である国における、または供給品の製造、表示、輸送、輸入、輸出、許諾、承認、もしくは認証に関連する、すべての適用される法律、規則、規制、命令、協定、条例、または基準(安全、衛生、および/または環境上の問題、データ保護とプライバシー、賃金、雇用時間と条件、請負業者の選定に関するものを含むがこれらに限定されない)を遵守するものとする。サプライヤは、適用されるすべての汚職防止法を遵守することに同意するとともに、契約、事業機会、またはその他の便益を獲得または維持することあるいは政府機関の公務員または職員の公職における行為または決定に影響を及ぼすことを目的として、これらの者に対しまたはこれらの者の利益のために、サプライヤおよびサプライヤの供給業者のいずれもが、一切の有価物を、直接か間接かを問わず提供することも提供を申し出ることもないことに同意する。サプライヤは、適用されるカスタマーの倫理規範の定めを熟知し遵守するものとする。サプライヤは、自らの供給業者が上記の要件を遵守するよう取り計らうものとし、カスタマーからの要求にて、本第 13 条に対する自らの遵守を書面にて証明するものとする。

13.2 サプライヤは、自らの非遵守に起因または関連する債務、請求、要求、または費用から、カスタマーおよびカスタマーの顧客を免責とし、無害に保つものとする。

14. 解約

14.1 カスタマーは、便宜を目的として、3 カ月前までの書面による事前通知をサプライヤに対して行うことで、いつでも注文書の全部または一部を法律の力によって解約する権利を有するものとする。サプライヤは、自らの通常の生産スケジュールに従い解約日までに完成可能であるところの供給物の数量に限定して生産を行うものとする。カスタマーの唯一の債務は、解約日までにカスタマー向けに生産されカスタマーが受け入れた完成品の供給物に対して支払いを行うことである。ただし、サプライヤが供給物の経費と費用を軽減するために必要なすべての措置を実施したことを条件とする。

14.2 カスタマーは、サプライヤが自らの義務のいずれかに違反し(第 3 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、および第 13 条の定めを遵守を含むがこれに限定されない)、是正を求める書面の通知をサプライヤが受領してから 15 日以内に当該違反が是正されなかった場合には、注文書の全部または一部を法律の力によって解約する権利を有するものとする。解約は、サプライヤが是正できない違反を犯した場合には直ちに有効となるものとする。

14.3 カスタマーは、サプライヤが資産を他社に譲渡した場合、サプライヤの支配権に変更があった場合、またはサプライヤが廃業した場合には、直ちに注文書の全部または一部を法律の力によって解約する権利を有するものとする。

14.4 法律に矛盾する定めがない限り、以下の場合には、カスタマーは注文書の全部または一部を直ちに法律の力によって解約する権利を有するものとする。(i) 破産法または倒産法に基づく手続きがサプライヤに対して開始された、(ii) サプライヤの財産のいずれかについて管財人が指名された、(iii) サプライヤが自らの債権者に対して任意判断を下したまたは財産管理の対象となった、あるいは、(iv) サプライヤが支払い不能に陥った。

14.5 第 14.2 条、第 14.3 条、または第 14 条に基づく解約の場合、注文書の全部または一部を解約する権利は、カスタマーがサプライヤに対して賠償金を請求する権利および支払い済みの金額を回収する権利を損なわない。

15. 適用法と管轄権

注文書は、適用される抵触法の規則を除き、あらゆる点において、カスタマーの本社所在地の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。1980 年 4 月 11 日にウィーンにて採択された国際物品売買契約に関する国際連合条約(CISG)の適用は、本条件書をもって明示的に除外される。注文書に起因または関連する一切の紛争は、円満な和解が成立しないときには、原告の数および/またはコールイン(裁判官の選択)保証の有無にかかわらず、専らカスタマーの本社所在地の適切な裁判所による管轄の下で解決されるものとする。略式手続きの場合、カスタマーは自らが選択したその他の裁判所にて法的手続きを開始することができる。

16. 雑則

サプライヤは、カスタマーとカスタマーのその他の関係会社との間には共同責任または個別責任が将来的に一切存在しないことを、本条件書をもって明示的に認めこれを受け入れる。結果として、発注側の各法人は、注文書に起因または関連するサプライヤに対する自らの義務の履行について、引き続き単独で責任を負う。サプライヤは、カスタマーの書面による事前同意なく、注文書に基づく権利および義務を第三者に譲渡、移転、二次許諾、または授与しないものとする。カスタマーは、サプライヤの書面による事前同意なく、注文書に基づく権利および義務を第三者に譲渡、移譲、移転、二次許諾、または授与する権利を有するものとする。注文書のいずれかの定めの一部が無効となっても、その他の定めの有効性には影響がないものとする。カスタマーが本条件書のいずれかの条件を放棄した場合でも、本条件書のいずれかの条件に対する将来的な違反または不履行に対する放棄を行ったとみなされるはみなされないものとする。